

参考資料

1 策定経過

2021（令和3）年

5月25日 第1回 高知市交通問題審議会（書面協議）
・高知市交通基本計画〔2022年度改定版〕の諮問について

7月5日 第1回 高知市まち・ひと・しごと創生専門部会

7月12日 第1回 高知市まち・ひと・しごと創生本部

8月11日 第2回 高知市交通問題審議会（書面協議）
・高知市交通基本計画〔2022年度改定版〕の概要について

11月11日 第2回 高知市まち・ひと・しごと創生専門部会

11月30日 第2回 高知市まち・ひと・しごと創生本部

12月22日 第3回 高知市交通問題審議会
・高知市交通基本計画〔2022年度改定版〕の素案について
・パブリック・コメントの実施について

2022（令和4）年

1月7日
～2月4日 パブリック・コメントの実施

2月10日 第3回 高知市まち・ひと・しごと創生専門部会（書面協議）

2月21日 第3回 高知市まち・ひと・しごと創生本部

2月24日 第4回 高知市交通問題審議会（書面協議）
・パブリック・コメントの結果について
・高知市交通基本計画〔2022年度改定版〕について
・高知市交通基本計画〔2022年度改定版〕の答申（案）について

3月7日 高知市交通基本計画〔2022年度改定版〕 答申式

3月末日 高知市交通基本計画〔2022年度改定版〕 策定

2 高知市交通問題審議会条例（昭和50年7月25日条例第25号）

改正 昭和55年4月10日条例第36号
平成4年4月1日条例第2号
平成9年12月26日条例第44号
平成11年12月27日条例第57号
平成22年1月1日条例第2号

（設置）

第1条 本市における交通問題の解決と新しい交通体系の確立のため、高知市交通問題審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて本市における新しい交通体系確立の方策について審議し、市長に答申するものとする。

（組織）

第3条 審議会は、委員35人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 交通事業関係者
- (3) 市民代表
- (4) 関係行政機関及び市の職員

（任期）

第4条 委員の任期は、市長の諮問した交通体系に関する審議が終了するまでの間とする。
2 委員が委嘱され、又は任命されたときにおける当該職を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によつて選出する。
2 会長は、会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
2 審議会は、審議に広範な市民の意見を反映するため、必要に応じ関係者等から意見を聴取することができる。
3 審議会は、必要がある場合部会を置くことができる。

（幹事）

第7条 審議会に幹事若干人を置き、本市の職員のうちから市長が任命する。
2 幹事は、会長の命を受け、審議会の審議をたすける。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、市民協働部において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年4月10日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年4月1日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年12月26日条例第44号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月27日条例第57号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成22年1月1日条例第2号）抄

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（高知市交通問題審議会条例の一部改正）

6 高知市交通問題審議会条例（昭和50年条例第25号）の一部を次のように改正する。
第8条中「都市整備部」を「市民協働部」に改める。

3 高知市交通問題審議会委員名簿

組織		所属機関	氏名	
1	学識 経験者	高知工科大学	高知工科大学 名誉教授 東北大学 シニアリサーチフェロー ◎熊谷 やすひこ 靖彦	
2		高知大学	高知大学 准教授 おかむら けんじ 岡村 健志	
3	行政機関 及び 市の職員	国	国土交通省四国運輸局高知運輸支局 総務・企画観光部門首席運輸企画専門官 いづみ ひろし 出海 博史	
4			国土交通省四国運輸局高知運輸支局 輸送・監査部門首席運輸企画専門官 やまもと けい 山本 圭	
5		高知県	中山間振興・交通部副部長 かぎやま まさひろ 鍵山 匡彦	
6		高知市	市民協働部長 たにわき よしや 谷脇 禎哉	
7		高知市	都市建設部長 おかざき あきら 岡崎 晃	
8		公安委員会	高知県警察本部交通部 参事官兼交通企画課長 たにくち よしふみ 谷口 佳史	
9		道路管理者	国土交通省四国地方整備局 土佐国道事務所 副所長（管理） まつさき ひさき 松崎 久記	
10			高知県土木部高知土木事務所 次長（技術総括） さかた じんぱち 坂田 仁八	
11		交通事業 関係者	四国旅客鉄道株式会社	四国旅客鉄道株式会社 高知企画部長 たおか ひろひさ 田岡 弘久
12			とさでん交通株式会社	とさでん交通株式会社 自動車戦略部長 いとう さかえ 伊藤 栄
13	とさでん交通株式会社 電車事業部長 こんどう ひろし 近藤 寛			
14	株式会社県交北部交通		株式会社県交北部交通 代表取締役 すずき けんじ 鈴木 憲二	
15	高知市ハイヤー協同組合		高知市ハイヤー協同組合 理事長 あかし けんいち 明石 健市	
16	株式会社ですか		株式会社ですか 業務管理部長 うちやま けんいち 内山 顕一	
17	労働組合		私鉄高知県連合会会長 （高知県交通労働組合委員長） しらすき まさゆき 白木 政行	
18	物流関係の協会		社団法人高知県トラック協会会長 もりもと けいいち 森本 敬一	
19	市民代表	企業	高知商工会議所 副会頭 ふるや すみよ ◎古谷 純代	
20		高齢者団体	高知市老人クラブ連合会会長 さんのみや たかよし 三宮 尊良	
21		障害者団体	特定非営利活動法人高知市身体障害者 連合会会長 なかや けいじ 中屋 圭二	
22		町内会	高知市町内会連合会会長 ながお たつお 長尾 達雄	
23		市民	特定非営利活動法人NPO高知市民会議 事務局長 いけだ ごう 池田 剛	
24		学校	高知市立義務教育学校行川学園 校長 よしみつ かよ 依光 加代	
25		交通安全	高知市交通安全母の会連絡協議会 会長 みやもと のりこ 宮元 典子	

◎会長 ○副会長

4 高知市交通問題審議会への諮問書

3重く交第11号
令和3年5月25日

高知市交通問題審議会
会長 熊谷 靖彦 様

高知市長 岡 崎 誠 也



高知市交通基本計画の見直しについて（諮問）

高知市交通基本計画を見直すに当たり、高知市交通問題審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

5 高知市交通問題審議会からの答申書

令和4年3月7日

高知市長 岡崎 誠也 様

高知市交通問題審議会
会長 熊谷 靖彦



高知市交通基本計画（2022年度改定版）の策定について（答申）

令和3年5月25日付け3重く交第11号で諮問のありました標記の件について、慎重に審議した結果、別添のとおり最終案を取りまとめましたので答申します。

6 高知市まち・ひと・しごと創生本部設置規程（平成27年4月27日庁達第12号）

改正 平成28年4月1日庁達第3号
平成29年4月1日庁達第1号
平成30年9月26日庁達第16号
令和2年4月1日庁達第5号

（設置）

第1条 本市における少子高齢化の進行に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生に関する施策を一体的に推進することを目的として、高知市まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 高知市人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく総合戦略の策定及び進捗管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認めること。

（組織）

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は両副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

（専門部会）

第6条 本部の所掌事項について専門的に協議するため、本部に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長、副部会長及び部会員は、課長級又は課長補佐級の職員のうちから本部長が指名する。
- 4 部会長は、会務を掌理し、専門部会を代表する。
- 5 専門部会の会議は、本部長の要請があったとき又は部会長が必要と認めるときに部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を行う。

（資料提供その他の協力等）

第7条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第8条 本部の庶務は、総務部政策企画課において処理する。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月27日から施行する。

附 則（平成28年4月1日庁達第3号）
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日庁達第1号）
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月26日庁達第16号）
この規程は、平成30年9月26日から施行し、この規程による改正後の規程の規定は、平成30年8月21日から適用する。

附 則（令和2年4月1日庁達第5号）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表

総務部長 防災対策部長 財務部長 市民協働部長 健康福祉部長 健康推進担当理事 こ
ども未来部長 環境部長 商工観光部長 農林水産部長 都市建設部長 会計管理者 上下
水道事業管理者 上下水道局長 消防局長 教育長

7 高知市まち・ひと・しごと創生本部員・専門部会員名簿

◆本部員

	役職	氏名
1	市長	◎岡崎 誠也
2	副市長	○中澤 慎二
3	副市長	○松島 研
4	総務部	橋本 和明
5	防災対策部長	有澤 聡
6	財務部長	林 充
7	市民協働部長	谷脇 禎哉
8	健康福祉部長	大野 正貴
9	健康福祉部健康推進担当理事	豊田 誠
10	こども未来部長	山崎 英隆
11	環境部長	今西 剛也
12	商工観光部長	楠本 太
13	農林水産部長	島津 卓
14	都市建設部長	岡崎 晃
15	会計管理者	田村 弘樹
16	上下水道事業管理者	山本 三四年
17	上下水道局長	弘瀬 優
18	消防局長	本山 和平
19	教育長	山本 正篤 (~R3.12.22) 松下 整 (R4.1.1~)

◎本部長 ○副本部長

◆専門部会（交通政策推進部会）員

	部局	役職	氏名
1	総務部	政策企画課長	大宮 剛夫
2		地域活性推進課長	森田 加奈子
3	市民協働部	地域コミュニティ推進課長	中山 誠司
4		くらし・交通安全課長	◎出口 忠彦
5	健康福祉部	地域共生社会推進課長	川田 智恵
6		参事障がい福祉課長事務取扱	上田 和久
7		高齢者支援課長	石塚 栄一
8	こども未来部	保育幼稚園課長	山中 理枝
9	環境部	新エネルギー・環境政策課長	福富 大賀
10	商工観光部	商工振興課長	高橋 敬之
11		観光振興課長	村田 憲司
12	都市建設部	都市計画課長	○山本 眞史
13		道路管理課長	田原 圭
14		道路整備課長	川上 昌伸
15	教育委員会	学校環境整備課長	高橋 直人

◎部会長 ○副部会長

8 用語解説

ア行

【ICカード】

無線による非接触式のIC（集積回路）カードなどを用いて、自動改札機などの案内板にかざすだけで通過でき、現金を持ち合わせていなくてもバスや電車を利用できるカード。高知市では、「ですか」が対応している。

【あんしん歩行エリア】

市街地内の事故発生割合の高い地区において、公安委員会の速度規制等と併せて、歩道の設置や歩行者優先道路の整備等を面的・総合的に進めることにより、安全な通行経路を確保した地区のこと。

【エコポイント】

ICカード「ですか」のエコポイント制度は、ICカード「ですか」を利用して電車・バス（高速バスを除く）に乗車した場合、自家用車で移動した場合と比べてどれだけの二酸化炭素（CO₂）排出を抑制したことになるのか、利用者の地球環境への貢献を数値で見えるようにしたもの。

電車・バスの乗車距離に応じてCO₂排出量削減効果を計算し、二酸化炭素（CO₂）1kg当たり1エコポイントとして積算する。利用者全員の年間エコポイントが積算され、高知県の地球温暖化対策活動に利用される。

【SDGs】

2015（平成27）年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）。

2030（令和12）年までを期限に17のゴール（開発目標）とそれを実現するための169のターゲット（達成目標）が記されている。

【温室効果ガス】

大気中にあり、太陽からの熱を封じ込め、地球の温度を上げると考えられる働きがあるガス。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタンなど7種類の物質が規定されている。

カ行

【街路市】

元禄3年（1690年）以来300年以上の歴史を持つ土佐の日曜市は、とれたて野菜や果物などの高知の旬が楽しみ、高知名物となっている。このほかにも市内で曜日によって決まった場所で街路市が開かれている。

【既成市街地】

都市において、道路が整備され建物が連たんするなど、既に市街地が形成されている地域。

【協働】

市民と市がパートナーシップに基づき、同一の公共的な目的のために役割分担し、共に協力して活動すること。

【高規格道路】

高速自動車国道を中心に一般国道の自動車専用道路と本州四国連絡道路を加えた全国的な自動車交通網を形成する自動車専用道路であり、自動車が高速かつ安全に走行できるような構造となっている道路のこと。

【高知市広域都市計画マスタープラン】

都道府県が1市町村を超える広域的見地から、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、区域区分をはじめとして、広域的、根幹的な都市計画の基本的な方針を決めるものです。高知広域都市計画区域は高知市、南国市、香美市、いの町の3市1町で構成されている。

【高知市総合計画】

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例に基づいて定められる計画であり、都市整備や福祉、教育、産業振興など自治体運営のための総合的な指針となる計画で、「基本構想」「基本計画」「実施計画」から構成されている。

【高知市中心市街地活性化基本計画】

市中心市街地の活性化に関する法律に基づいて策定する基本計画で、内閣総理大臣により認定を受けると、市中心市街地に対して国から重点的に支援を受けることができる。

【高知市都市計画マスタープラン】

都市計画法第18条の2に規定されるもので、高知市が総合計画などの上位計画に即し、住民の意見を反映しながら地域の特性に配慮し、長期的、総合的な視点から都市の将来イメージとそこに至る道筋を描いた、高知市の都市計画に関する基本的な方針。

【高知都市圏パーソントリップ調査】

交通の根源は、「人の動き」にある点に着目し、交通の起点及び終点、交通目的、利用交通手段などを明らかにするもので、交通に関する実態調査としては最も基本的な調査の一つ。

平成19年度高知都市圏パーソントリップ調査は、高知市を含む5市2町1村で構成される高知都市圏を対象に行われた。

【交通結節点】

異なる交通手段又は同じ交通手段を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。交通結節点は、移動の一連の動

きの中の一つの重要な要素であり、「つなぐ空間」と「たまる空間」としての役割を有しており、具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナルなどが挙げられる。

【交通分担率】

移動の手段として、自動車や鉄道、バスなどの交通モードが全体に対してどれくらいの割合で使われているかを示す割合のこと。

【高齢化率、超高齢社会】

総人口に占める65歳以上の人口の割合を「高齢化率」といい、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」と呼ぶ。

【コミュニティ】

「生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人及び家庭を構成主体として、地域性と各種の共通目標を持った、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団」を意味する。

【コミュニティ計画】

おおむね小学校区を区域として、それぞれの地区において、土地利用のあり方や生活環境の保全・整備の課題等を検討する計画であり、さらに各々の居住地域で、そこに住む市民の主体的な参加と自治を基本として、人間性豊かな心のふれあう地域社会を形成することをめざして策定する計画のこと。

【コミュニティ交通】

周辺エリアの生活拠点や交通拠点等の乗り継ぎポイントにおいて、乗合タクシーが路線バスに接続する「支線」の役割を担う、新たな地域交通システムのこと。

【コンパクト・プラス・ネットワーク】

医療・福祉施設、商業施設や住居等が徒歩等で動ける範囲にまとまって立地する生活拠点が複数存在し、各地とこれらの拠点が公共交通のネットワークで結ばれ、住民がこれらの施設等に容易にアクセスできることにより、日常生活に必要なサービスを身近に享受できるまちな姿のこと。

【コンパクトシティ】

土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に、中心市街地の活性化が図られ、住民の生活に必要なサービス機能が近接した効率的で持続可能な都市のこと。

サ行

【サイクルアンドライド】

通勤・通学などにおいて、自転車で直接目的地まで移動するのではなく、バス・電車の利用を促進するために、自宅から自転車で最寄りのバス停・駅に来て、バ

ス・電車等に乗り換えて目的地に向かうシステム。

【シェアサイクル】

レンタサイクル・システムの発展形。レンタサイクルが借りた場所に返す方式であるのに対し、他の駐輪場（サイクルポート）でも貸出・返却を可能としたシステム。

【四国8の字ネットワーク】

四国縦貫自動車道、四国横断自動車道、高知東部自動車道、阿南安芸自動車道で構成される全長810kmの高規格道路ネットワーク。

四国4県を8の字で結ぶことから、「四国8の字ネットワーク」という。

【集約型都市構造】

市街地の無秩序な拡大を抑制し、公共交通にアクセスしやすい場所に、居住機能、医療・福祉等の生活サービス機能等を集積させる都市構造であり、高齢者をはじめとする住民が過度に自家用車に頼ることなく生活できる都市をめざすもの。コンパクトシティと近似。

【主要ターミナル】

都市の玄関口として広域幹線（鉄道）の発着点又は公共交通の核となり複数の公共交通機関の乗り換えができる交通結節点のことをいう。

【総合計画（2011高知市総合計画）】

地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的事項を定める計画のこと。高知市においては、地域社会の人々が将来に向けて夢と希望を持てる地域の将来ビジョンを示すとともに、そこに至る道筋を明らかにし、その実現に向けた指針となる最上位計画となるもの。

【新エネルギー】

太陽光やバイオマス発電等のように、二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化にも貢献する、貴重な純国産エネルギーのこと。新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法で「技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために必要なもの」とされ、10種類が指定されている。

【Society 5.0】

仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決が両立する社会のこと。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工場社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く新たな社会を指す。

タ行

【地域コミュニティ】

特に「地域でのつながりによる人と人との連携・協力の関係」を重視したものであることを表すために使用している。

【地域ターミナル】

自転車交通や自動車交通と公共交通など複数の交通機関が接続する交通結節点のことをいう。

【地域内連携協議会】

概ね小学校区ごとに、町内会・自治会、地域における各種団体やNPOなどが、それぞれの特性を活かしながら連携・協力し、行政との協働による取組の中で役割分担を行いながら、地域課題の解決を図るための新しい仕組みのこと。

【地球温暖化対策】

地球温暖化（人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象）の防止を図るために行う、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化などの施策や取組のこと。

【中心市街地活性化基本計画】

市町村が、地域住民、関連事業者等の様々な主体の参加・協力を得て、自主的・自立的な取組を内容とする中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画。

【中核市】

地方自治法により定められた、政令で指定する人口20万人以上の都市のこと。中核市になると、民生行政や保健衛生等に関する事務権限が強化され、より市民に身近な行政を行うことができるようになる。2020（令和2）年4月1日現在、本市を含めた60市が中核市となっている。

【中核都市】

経済機能、都市機能が集中し、国土の重要な拠点となっている都市のこと。

【中心市街地】

相当数の小売業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地などで、中心市街地の活性化に関する法律第2条に規定されるものをいう。

【超高齢社会】

総人口に対する65歳以上の人口（老年人口）の割合が21%以上の社会のこと。

【低炭素社会】

地球環境の保全や地球温暖化防止のため、ハード・ソフト面から化石燃料の消費を抑える社会づくりを行う都

市のこと。

【デマンド型乗合タクシー】

電話予約により、自宅周辺から目的地まで他の乗客と乗り合いながら送迎するタクシーのこと。

【都市計画区域】

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口や土地利用、交通量などの現況、推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。

【都市計画道路】

都市計画法第11条第1項に規定されている都市施設の一つで、都市計画によって指定される道路のこと。

【トリップ】

人の移動回数であり、ある目的での移動一回を1トリップという。

ナ行

【ノーカーデー】

特定の日や曜日を決めて自動車の利用を自粛するキャンペーンないしはキャッチフレーズ。自動車交通量の総量を規制する方策のひとつとして、渋滞の緩和や大気汚染など、自動車による弊害の抑制を期待して実施される取組。

【乗換ポイント】

地域交通道路と公共交通機関が接続する交通結節点又は自動車等と公共交通機関が接続する交通結節点のうち最も規模の小さいポイントのこと。

ハ行

【パークアンドライド】

市街地や観光地へ向かう人が、自宅の最寄駅や市街地・観光地周辺の駐車場までマイカーで行き、そこからは公共交通機関を利用すること。

【パーソントリップ調査】

人の動きを把握することを目的として行われる調査。どのような人が、いつ、何の目的で、どこから、どこへ、どのような交通手段で動いたかについて調査し、1日のすべての動きをとらえるもの。

【バリアフリー】

障がい者や高齢者などが社会生活をしていく上で、障害（バリア）となるものを取り除くことです。

【ビジョン】

将来のある時点でどのような発展を遂げたいか、成長したいかなどの構想や将来像を指す。

【フレックスタイム制】

企業等において所定の労働時間内で出退勤時刻を従業員

者が自由を選べる制度のこと。出勤交通が一時に集中して混雑や渋滞を引き起こすことを緩和するのに役立つ。

【PDCAサイクル】

企業等が行う一連の活動を、それぞれPlan（計画）- Do（行動）-Check（確認）-Action（修正）（=PDCA）という観点から管理するフレームワークのこと。

マ行

【モータリゼーション】

道路網の整備と流通経済の高まりに伴って、自動車による活動の比重が大きくなっている。一般的には、市民が使用する乗用車による生活体系とトラック等の貨物自動車による流通形態を含めた総称。

ヤ行

【ユニバーサルデザイン】

障がいの有無に関わらず、すべての人にとって使いやすいように初めから意図して作られた製品・情報・環境等のデザインのこと。

高知市交通基本計画

発行 令和4年3月

編集 高知市

【事務局】

高知市市民協働部くらし・交通安全課

高知市本町五丁目1番45号

TEL 088-823-9487 FAX 088-823-7858